

情報社会と情報倫理

岡澤和世

1970年代、80年代の主な関心事はコンピュータの効用であった。90年代の関心は電話通信システムであった。そして、今世紀はICT（情報通信技術）の開発に伴って、これらの技術を使えばどんなことができるかから、それがどんな問題を作り出すのかに注意の焦点を移行させる必要を迫られている時代である。その一つが情報倫理の問題である。

この論文の関心はネットワーク、口頭、記録物といった器であるメディアではなく、その中に含まれている情報そのものである。この論文では情報の持つ効果の観点から情報を論じ、情報の使命が創造と利用にあることを明示し、それを規制する倫理について考えたい。

まず簡単に情報の性質について述べる。どのようにそれが知覚され、創造され、管理され、利用されるのか。この情報の性質から情報倫理の問題を考察する。データ保護、個人のプライバシー、著作権の問題、アクセス権、センサーシップ、インターネット上の非合法資料の利用、極秘情報を情報社会の視点から考えてみたい。今、情報テクノロジーが作り出したと思われる犯罪が急増している。ICTの用途にますます関心が高まっている。

1. 情報の性質

1. 1 情報の定義

情報には多くの定義がある¹⁾。私の関心は常に情報とは何か、その役割と限界、その量と質、その劇的な成長は一体われわれをどこに連れていこうとしているのか、本来それはどこからきたものなのかにある。これらの主題は常に私の長年の研究テーマであった。これについては多くの著書があり、今ここで論じるつもりはない。この論文の目的は2つある。一つは「情報とは何か。なぜそれには役割があるのか、それはただ単に増えているだけなのか、増加は情報の基本的変化を促す現象なのか」。もう一つは「ICTは情報の性質を変えるのか、それはこれまでの説や考え方とどこが違うのか、私たちはそれにどう対応したらいいのか、これからICTが進もうとする道はどこなのか」である。この論文ではこれらのテーマを情報にアクセスする権利の倫理面から考える。情報はなまものである。時間と場所によって効果は変わる。今こうして論文を書いているときでも情報の効果を変化させる重大な事件が後から後から起きている。

2001年9月11日に起きたアメリカ同時多発テロ事件の時、私はアテネ大学とギリシア国立図書館を訪問するためにギリシア、アテネにいた。あの貿易センタービルが崩壊するショッキングな映像をCNNで見たときからテレビの前に釘づけになり、それを機に何かしなければという強迫観念と何をしても無駄という虚無感が私の情報の定義を極めてあいまいにしまった。事件直後に読んだ *Newsweek* の号外版によれば、ハイジャクされた航空機が世界貿易センタービルに本当に撃墜したかどうかを、別の機に乗っていたある男性は自分の機の墜落する前、携帯電話で妻との話で確かめ、その時の電話の内容が結果的にホワイトハウスへの襲撃を救ったという²⁾。情報がこのような特別な状況で発せられる時、どの様な重大な効果を生むのか。これは情報には重大な効果のあること示す一例である。

このような緊急事態時に発せられる情報の効果はいうまでもなく常時の情報のそれとは著しく異なる。しかし、その後の米同時多発テロの報道ほど正確な情報の大切さを見せつけた時がこれまでであったらうか。2001年10月4日、中東、中央アジア歴訪中のラムズフェル米 국무長官は「いま最も必要なものは行動に移せるような情報だ」と記者団に述べている。「最も重要なのは情報」と朝日新聞は見出しにさえしている³⁾。この時米 국무長官の持ち帰った情報が米国の報復戦争決定の合図になった。2001年10月8日未明、米軍のアフガニスタンへの空爆が始まり、今日も地上戦の様相情報が飛び交う。

面白いことに、情報の歴史には情報というカテゴリーがなかったと Micheal W.Hill はいう⁴⁾。少なくとも科学技術にはなかったらしい。これが一転するのは1981年のことである。情報史の中の最大の変化は情報が重要なく something であるという認識が生まれたことである。情報が資源 (resources) になったのである。それを機にまるで情報の性質そのものが突然変わったかのように情報の重要さが至る所で指摘され始めた。

先の例が示す通り、人は特別な情報に接すると情報行動に変化を起こす。これはいろいろな要因から発する⁵⁾。その中で歴史的に見ても重要なものは情報通信技術 (ICT) の飛躍的進歩によって起った情報行動変化である。Toffler の *Future Shock* もこの変化に一役買った⁶⁾。1835年、Babbage のコンピュータ設計、1944年、Morse のテレグラフの発明から ICT の時代が始まった。科学技術の相互作用によって情報生産率が飛躍的に伸び、歴史、文学、経済のような科学技術以外の分野でも研究量が着実に増加した。情報の成長率はその後の50年間で急上昇し、新しい情報がその上に累積されていった。16世紀にはたった一握りしかいなかった研究者の数は現在数百万人といわれている。情報量を正確に測ることは難しいが、一つの例として特許数の数だけでも年間10万件以上あるという⁷⁾。

情報には必ず果たすべき効果があるのだろうか。米同時多発テロを米国政府は戦争の始まりと報道した。その後の日本の対応も含めて、情報は場所と時間によってそれぞれ違う効果を持つ。しかし、情報の中には全く効果を持たない情報もある。情報の効果の強さもその提示の時間と方法によって異なる。重要だと定評を得た情報でも人によって意味のないものもある。人がどの情報を受け入れ、それを重要だと判断するかは人によって異なる。それはまた、個人の情報理解能力によっても異なる。また、情報すべてを心に留めて置くことも出来

ない。人は新しい情報を毎日受け取り、今必要でなくても将来使うために蓄え、自分にとって意味のない情報は見過ごす。中には受入れ難い情報もある。現在では情報を管理する試みさえ行われている⁴⁾。情報効果が人、場所、時間、方法によって変化することを示す例として今回の米同時多発テロとその後の報道はまたとない証拠といえよう。

1. 2 社会変化と情報の関係

情報社会は巨大なネット社会である⁸⁾。その威力は文化、政治、経済の根底さえ変えると言われている。これは情報の量、質のせいなのだろうか。この変化を農業国家から工業社会の変化に例える学者は多いが、その規模は格段に大きい⁹⁾。確かに情報伝達の手は早く良くなったかもしれないが、それだけのことであって、情報の質そのものには変わらない。情報の消費率は1950年代から増え続けている⁹⁾。それは周辺をみただけで分かる。この認識は先進諸国であれ、発展途上国であれ、未発展国であれ変わりはない¹⁰⁾。唯一違うのは文化と社会の情報環境の差である。情報効果はある環境では早く出るが、別の環境では緩やかであり、全く効果を発揮しない国もある。グローバル社会はこの情報伝達の容易さが特色である。情報が国境を越えるパスポートを不要にしたのである⁴⁾。それがベルリンの壁を崩し、冷戦の終結に貢献したことは皆の認める情報効果である⁸⁾。

ネット社会の問題点はいろいろあるが、Micheal W. Hillはその一つに社会文化の弱体化 (destabilization) を挙げる⁴⁾。アメリカナイズされた若者は自分の国の文化を忘れ、経済的に豊かな国に憧れる。社会文化の変化はどんな障害物をも乗り越えて進む¹⁰⁾。

情報をいろいろなメディアを使って世界中に伝達する方法は国の内外でよく使われる。今私たちの住んでいる社会は非常にオープンである。確かに社会はオープンになったけれども、今回の米国テロ報道にはそれを統制する力が働いているように思われる。アフガニスタン空爆報道がその例である。情報効果を狙った情報が両陣営から流される。どちらも自分の側の報道が事実だと主張する¹¹⁾。このように情報社会は興奮と不確実性と抗争で溢れている社会である¹²⁾。今こそそれを解明する絶好の時だと M.W. Hill は指摘する⁴⁾。

1. 3 情報の意味と知覚

「情報とは何か」。情報分野で長い間研究してきた私は今も同じ問いを繰り返し続けている。「私たちは未だ情報とは何かを知らない。それは技術者がエネルギーの概念を理解していないのと同じだ」と Stonier はいう¹³⁾。情報の実体に現在も同意がないのは事実である。例えば、図書館のレファレンス・カウンターで利用者は「情報ありますか」と尋ねる。この時の情報は無意味で曖昧である。担当者がよく聞いていくと仕事についての情報を求めていることが分かる。すなわち利用者は今自分の持っている知識の格差を埋める情報を求めているのである¹⁴⁾。<情報は力なり>といった場合はたいてい政治力、個人の他人への圧力の意味である。情報はいろいろな意味 (sense) で使われる¹⁵⁾。心理学の情報¹⁶⁾、神経系の情報¹⁷⁾はそれぞれ違った意味で論じられる。

人はどのように情報を知覚 (perceive) するのか。これには多くの説があるが、ここでは Tom Wilson の考えを紹介する。彼によれば、「情報の知覚を考える上で問題なのは情報に絶体的な唯一の定義がないことではなく、そのレベルや目的に適した利用 (行動) が出来ないことである」と情報行動から知覚を論じている⁵⁾。この視点が何よりも大切である。

1. 4 情報の物理的形態と生理的感覚

情報はどのように私たちに達するのか。情報を知覚したとき情報は初めて存在する。文字や言葉に意味を与えることは情報を物理的形態に具体化することである。電子パルスもまた、物理的形態の情報である。人間の唯一の物理的現実は脳の中の電子－化学反応セットである。コンピュータの場合は電子磁気インパルスによって作られたチップス上のバイトの列である。これに対して、生理的感覚は人間の歴史よりはるかに古い。自然界はすべて独自の内部情報によって生きている。人間の場合は五感を通して情報を得る。これを脳に蓄積された知識と無意識的に比較して推測を立てる。知識は経験や学習から習得する。知覚と神経システムについては今ではかなりのことが明らかになっているが、脳の中で何が起きているのか未だよく分かっていない。意識、記憶、理由など心の働きと情報の関係の研究も多く行われている^{19), 20), 21)}。

1. 5 情報の獲得

人は知覚や事象の観察を経験することによって直接情報を得る。これを一義情報という。これに対して二義情報は伝聞、会話、記録物を介して得る情報である。一義情報は人の基本的基盤である。言葉を理解し、読むことを学び、意味を知って得る二義情報は学習教育によって獲得する。一義情報は能動的であり、二義情報は受動的である。観察からの一義情報は起きている間ずっと流れている。しかし大抵は通り過ぎていく。時には大きな効果を持つ情報に出会うことがある。これを Haywood は「情報瞬間」と呼ぶ¹⁰⁾。人は新しい情報が入って来る度に知識の倉庫を入れ替えたり、並び変えたりする²²⁾。

1. 6 情報と知識の概念

M. W. Hill は情報を人がものを考えるとき働く心の入力カテゴリーと定義する⁴⁾。それは信念、解釈、命令、忠告、疑問、意見、理論、予測、想像という形をとる。一義情報は事象を見、何かに触れ、音を聞くことから得る。二義情報は記号、特に言葉、数字、図形によって運ばれてくる入力である。これは意図する情報に解釈・翻訳される。しかし、観察されたものがすべて情報になるわけではない。人はすべてを情報とせず、関心があり、有用と思われるものだけを選択する能力を持っている。すなわち情報がなんらかの効果を持って初めて情報として知覚認識されるのである。そこで彼は情報とは心の中に働きかける概念集合 (category) と定義する⁴⁾。これは情報が意識的に取り込まれ、知識状態に役立ち、修正されるという意味である。この意味で知識と情報は同義語ではない^{23), 24), 25)}。知識は本質的に

は個人的で私的であり、情報は公的であり、アクセス可能である²⁶⁾。これは知識がその全体を他人に伝えることができない理由である。それをやろうとしても過程で変わってしまう。Bawden はそれをこう説明する。「この連続体（データ-情報-知識-知恵）の移動にはいろいろな付加価値過程が関与している。評価、比較、編集、分類など。知識は圧縮、抽出、範疇といった特性を持つ情報の形でそれらを見ることができる。情報は意味、本質、変換の力を与えることができる」²⁹⁾。

知識の性質は Oakeshott の説から引き出せる。彼は学習と教育の議論の中で「判断は情報と結びついたとき知識になり、理解・説明できる能力となる。これは知識=情報+判断と定義できる」²⁷⁾。これは Brooks の基本方程式と同じ考え方である²⁸⁾。

知識と情報の概念をさらに進めていくには知識のタイプ、洞察、信念、想像の概念³⁾を詳しく論じなければならないが、ここでは枚数の関係で省略する。

1. 7 情報探索行動

情報を探す必要のない人は幸せである。こういう人はノーハウの情報だけでなく、それ以外の情報をすべて持っている人だろう。しかし、そんな人はまずいない。自分の持っている情報だけで満足している人は逆に不幸なのかもしれない。何か事を始めようとすれば新しい情報が必ず必要である。また、持っている情報が正しいという保証はない。現代社会においてほとんどの人が毎日新しい情報を必要とし、それを探しているのである。

私たちが探す情報は基本的には2つのカテゴリーに入る²⁹⁾。一つはどこかの誰かに知らせるためのものであり、もう一つは出版されているものである。人は通常、好奇心を満足させるために人の話を聞いたり、新聞を見たり、テレビを見たりする。こうしたやり方で情報倉庫に新しい情報を加える。ちょっとした情報が欲しいときには家族や友人、仲間に相談して意見を聞く。インターネットを使う場合もある。本を読んだり、説明書を見たり、時刻表を調べたりする。そんな時に必要なのが情報源である。

科学研究は新しい情報を生み出す最も重要な情報源である³⁰⁾。科学研究の主な目的は自然現象法を確立し、その方法を決定することである。詩や絵画は必ずしも自然現象をありのまま描いているのではなく、想像の中に情報を表示して共鳴、共感を求めているのである。科学を進めていくとき必ず対立 (antagonism) が起こる。それは守ってきた信念が崩れる時である。もう一つの対立は科学とテクノロジーの葛藤である。多くのテクノロジーは科学発見の産物である。しかし2つは関係があるが全く別物である。テクノロジーは使い方、その効用に関心があり、科学は理論や説明、心像を重視する。現在科学に対して向けられている責任はそれが価値に左右され、科学者の偏向に依存している点である⁴⁾。科学研究は社会・文化的価値を広めるためにも使われる。その意味で西欧の科学価値は中東で始まっている科学価値とは根底から異なる。そこで衝突が起きる。科学に利益を持たせるとき科学はアカデミックではなくなる。科学とテクノロジーとの結合は従来の研究者の情報探索行動を大きく変えた最大要因である³¹⁾。

2. 情報の質と信頼性

2. 1 情報の歪み

知識は絶えず新しい情報によって修正され続ける。受け取った情報の賞味期限は何時で、それはどんな環境のもとで可能なのか。情報の質はいつも信頼できるのか。

情報はその提示の仕方によって歪む³²⁾。それは3つの方法のいずれかによって生じる。(1) 省略・略字、それが不正確の時。(2) 効果を高めたいという欲求、(3) 影響を与えたいという欲望⁴⁾。

(1) 省略、略字；ニュースメディアは毎日膨大な量の情報を運んでくる。それらにどの程度の信頼を置くかは人によって異なるが、満足のいく答えを得ることは難しい。今回の米同時多発テロの報道は国、新聞社、出版社によって大きく異なっていた。にも拘らず私たちはメディアから学んだことを鵜呑みにする。ニュースの要約は優れた技能である。しかし、すべてを包括することはできない。政府刊行物、白書、技術印刷物も同様である。テレビのニュースもたとえ現場からの報告であっても、カメラの位置、決められた放送時間によって焦点の当て方が違ってくる。その最も極端な例が新聞の見出しである。

(2) 効果を狙う；新聞は常に特ダネを狙っている。内容が面白くなければ売れないからである。メディアからの情報の正確さは人の信頼が高いだけに重要であるが歪んでいる。日本のテレビ局の今回の米同時多発テロ事件ニュースの多くがCNNやBBC放送からのものをそのまま流していた。日本のメディアの信頼性を問われる問題であった。

(3) 影響への欲望；圧力団体からの情報は常に疑がってかかるべきである。かれらの目的は抗議である。情報が特別な印象を作る目的で利用されることも多い。企業雑誌、政府広報誌、テレビのインタビューも疑わしい。インタビュアーやエディターの望みは視聴率を上げることである。これは情報の歪みを生む。人はこれをいちいちチェックしない。それがどんな環境で提供されたかを深く考えずに安易に情報を信じてしまっている。

2. 2 競合しあう事実、意見、信念

互いに相対する事実セットにぶつかることは決して珍しいことではない。例えば卵は体にいいという人がいれば、卵にはサルモニア菌がいるから食べない方がいいという。またある人は熱で調理すれば大丈夫というが、別の人が卵は熱しすぎると栄養素がなくなるという。人の記憶と観察は訓練された人以外は信頼できない。中にはある面でしっかりした考えを持っている人もいるが、それが信頼できるかどうかは別問題である。意見も信念も質と信頼の点からいえば低い。口で伝えられる情報はほとんど信用できない。人伝えであったり、記憶違いであるかもしれない¹⁰⁾。それらしい情報ほど疑ってチェックする必要がある。それが誰からか、どこの機関からかが重要になる。

2. 3 統計データと平均値

統計データを使うときにはその数字がどんな意味を持つのか注意深く見る必要がある。どうやってそれらを集めたのか、どうやってその結果を算出したのか。データの集計が国によって異なることにも注意が必要である。方法が同じでも比較できないものもある。例えば水の沸点、失業者の数。その情報を全体の文脈の中に置いて検討する必要がある。危険なのは何らかの目的で集められたデータが使われるときである。新刊書の出版点数。この数は購買数ではない。犯罪の犯人割り出しの切り札のようにいわれるDNA鑑定でも間違いは起こり得る。いずれにしろ統計データは注意してし過ぎることのない情報である。世論調査とサーベイは情報を集める最も簡単な方法である。もしそれが厳格に作成され適切に行われれば有益な信頼できる結果になり得る。しかし、どんなに注意深くサンプルを集めても歪みは生じ、結果は異なる。電話によるインタビューもやらせや短いコメントで片付けられてしまう。良く考えなければ答えられない問いに即答やイエス、ノーを求める。また、選択肢が意図的なものもある。イエス、ノーの答えは相手の意図が見え見えのものが多い。それを知って、わざと反対の答えをする人もいる。

平均値は量データを表すのによく使われる手法である。平均値を扱うときには特に注意が必要である。平均値は偏差値の一つであるが正確さの点から問題が多い。

2. 4 テレビとインターネット

テレビはそれが表現するイメージをコンピュータでコントロールして、ある事実情報だけを強調して実体を歪めることができるメディアである。現在、大量のイメージ情報が作られ流されている。今回の米同時多発テロのその後の報道にはその種のものが多い。

今、インターネットが大はやりである。現代技術は仮想現実の極端な例である。それを適切に使えば知識レベルを高める可能性は大きいですが、誤って使えば大きな害になる。

「信頼できる情報に平等にアクセスでき、それを促進すること」³²⁾、情報教育審議会は小さい批判よりも進歩に遅れず着いていくことが大切と言い切るが、目標をどんなに高く掲げようとも人間は失敗から逃れられない。人は情報活用能力を増加させることはできるかもしれないが、溝に落ちることは決して避けられない⁴⁾のである。

3. 情報倫理：期待と権利

3. 1 期待と権利

倫理はおそらく 3000年、人間が共同で集団の中で暮らすようになってからずっと思慮深い人々の心を悩ませ続けてきたことだろう³³⁾。新しい ICT のおかげで私たちは世界中の人と話ができるようになったが、その一方で、情報所有者はそれへのアクセスを制限できるようにもなった。情報とその使用が権利の倫理観にとって重要な主題であるだけでなく、生活

の他の側面の倫理観にも大きな役割を果たすようになったのである。その権利を挙げると、(1) 情報探索の権利、(2) 学習、研究の自由、(3) 知る権利：情報の自由、メディアの自由、(4) 情報受理の権利、(5) 情報伝達の権利、(6) 義務と責任：専門的倫理、(7) 平等の権利：インフォ・リッチとインフォ・プアの格差、(8) 情報撤回の権利、(9) プライバシーの権利、(10) オーナシップの権利：著作権である⁴⁾。

法律は国や地域によってそれぞれ異なるが、人は情報を探し、受取り、伝える権利が保証されている。今は議論の予先が個人の権利の定義に集中している³⁰⁾。その理由は最近の社会変化が激しく複雑になったためと、大都市部に住む人間が集中しているからであろう。すなわち自由が制限され、規則が行動を規制する場が多くなってきたのである。

権利は例外のない用語である。しかし定義することは非常に難しい。情報探索、受理、伝達の権利はプライバシーの権利とぶつかり合う。情報探索の権利は情報を知る権利と同じではないし、関係があるとは限らない。知る権利を通して学ぶものが伝達の権利の実行に使えるとは限らない。情報を巡る権利は財産権と等式といえるかもしれない。なぜなら情報は財産価値のある資源だからである³³⁾。

3. 2 情報探索の権利

現代生活は情報なしには生活できない。そこで必要な情報を探索・受理できる権利は当然なくてはならない。情報探索には2つの視点がある。1) 今あることを知っている情報を探す場合、2) あることを知らない情報を探す場合。

情報を探す自由、あるいは権利は何らかのペナルティーなしで未出版の情報を探すことができることを意味する。何を質問してもいいが、次の2つを混同してはいけない、一つは情報を探す自由・権利は答えを受け取る権利を含まないこと。もう一つは質問された人にも情報を探す権利があること。私たちが受け取る多くの情報は不完全であり、不正確である。時には間違っている。教育を受けた人は自分のこれまでの経験に照らして、その正誤を旨く処理することができるが、そうでない人は鵜呑みにして、危険を犯す。大人は判断できても子どもはできない。これが情報を探す権利が即、情報を受け取る権利にならない理由である。どんな手段を使ってでも情報を探してもいいのかは別の問題である。情報を探す時は他人の権利を犯さないように注意しなければいけない。自分自身の好奇心を満足させるために考古学的な場所を勝手に掘るなどは論外である。

3. 3 新しいテクノロジーを使う自由

今特に注目を集めているのはインターネットを使う権利に対する対処である。一方もう一つの重要な疑問は使える手段があれば何を使っても情報を探す権利があるかである。もしそうなら人権を犯してでも手に入れてよいのか。人の顔を撮るのは肖像権の侵害になることを知らない人は多い。ICTを使わなくても倫理原則に変わりがない以上、それに従って行動することが現代社会では求められる。情報を探す権利は探しているものだけでなく、その扱

いについてもすべてがオープンになって初めて生き残れる相対的な権利である。

3. 4 学習、研究する自由

これは情報探索権利の一部である。人は自分の行った研究に責任を持たなければならない。新聞記事が匿名の場合は名誉毀損や盗作がないかを確認する必要がある。

研究をする自由には制限のあるものがある。人間や動物の実験は一部制限されている。遺伝子研究も制限されている。羊のクローンの問題、遺伝子組換え食品、遺伝子コードの組換えなどがその例である。研究開発は必要であるが、害になりそうなものを前もって知ることはできない。遺伝子解読の問題も米国の民間企業が特許を取ってしまうと研究者はそれを自由に使うことができなくなる³⁵⁾。

3. 5 知る権利

知る権利に対する対応はきわめて主観的になりやすい。Ridley は著書の中で「どんな利点があろうと政府に私の DNA の詳細データを知る権利はない」と強い嫌悪を表明している³⁶⁾。知る権利は2つの極端な間を揺れ動く。一つは何がなんでもすべてを知る権利である。もう一つは国民に知らせてもよい安全なもの以外はすべて極秘情報。米国や英国のような国は政府の提出したものを国民が知る権利を法律で制定している。USA ; Freedom of Information Act (1966年)³⁷⁾。英国は少し遅れて1967年に法律ができた³⁸⁾。いうまでもなく情報公開にはリスクが伴う。知る権利はさらに面倒なことに責任と結び付く³⁹⁾。内容に矛盾する箇所もある。人権との兼ね合いはいつも難しい判断を迫られる。もっと詳しく事例を挙げて説明すべき主題であるが、ここでは枚数の関係から省略する。

3. 6 情報を受け取る権利と検閲

一般に民主主義国家の国民は内容如何に関わらずどんな情報でも受け取る権利を持っている⁴⁰⁾。但し犯罪情報は別。国に拠っては外国放送の傍聴を禁止しているところもある。しかし、人は至る所に制限があると感じている。例えば図書館では政治的・宗教的問題に関する本を集めてはいけない所もある。しかし、図書館の中にはインターネットを通して子どもに不適切と思われる資料を提供するところもある³⁹⁾。

検閲は国益や個人の安全を守るためには必要かもしれない。戦場から家族に宛てた手紙は戦略軍事秘密情報が漏れるのを回避するために検閲される。検閲の問題点の一つはそれが嘘かもしれないということを見抜けない点である⁴⁰⁾。嘘をついてはいけないということは道徳の問題かもしれないが、ガンの告知やエイズの提示義務など深刻な問題も多い。

3. 7 情報伝達の自由

これは人間の基本的権利の一つである。基本的には何を喋っても自由許容範囲であれば法律で罰せられることはない。しかし、種族間の争い、性差による差別、不道徳で人を中傷す

る情報を流すことは禁止されている。他国のサイトから配布されるネットワークは未解決問題の一つである。たとえ世界の法律の多くがそれを禁止していてもすべてを包括することはできない。世界中のインターネットから流される情報すべてをチェックする機関はない。全体主義制度に反対する亡命者放送を妨げる手立てはない⁸⁾。

情報を伝える自由を阻むものの一つは社会からの圧力である。例えば放送禁止用語やタブーである。最近の傾向としては情報伝達の権利の自由と制限のバランスを見直す必要性が世界的に求められている⁴⁾。人を故意に傷付けたり、不幸にさせるような情報を伝えることは禁止されている。国に対するハラスメントも国の安全と外交上禁止されている。

もし情報を伝える自由が保証されているならばどんな方法でも許されるのだろうか。これが最近eメールで起こった犯罪の極端な例である⁴²⁾。

4. 情報倫理：義務と責任

4. 1 情報伝達の自由と義務と責任

伝達の自由は当然義務と責任に繋がる。その対象になる人は高度に機密性の高い情報を扱う専門家、医者、弁護士などである。ビジネスの倫理もその対象である。

残念ながら、物事がすべてこのように単純明快であるとは限らない。UK Government committee, the Committee on Standards in Public Life (the Nolan Committee) は7つの原則をあげている (1997年)⁴³⁾。(1) 私心のないこと (selflessness)、(2) 高潔 (integrity)、(3) 客観性 (objectivity)、(4) 責任 (accountability)、(5) 公開性 (openness)、(6) 正直 (honesty)、(7) 指導力 (leadership)。

4. 2 規則と原則 (rules and principle)

(1) 顧客に対する責任；専門職の人が顧客に対して責任があることは常に昔からあった。英国の図書館を例に挙げれば、UK Library Association は *Code of Professional Conduct* の中で「メンバーの第一の義務は図書館員の顧客に対してである」⁴⁴⁾と明記している。この応用範囲は雇用形態の種類によって異なる。館長、専任、バイト生。情報サービスの提供に際しては専門職の第一の義務はサービスを欲している顧客に対してである。

(2) 信用 (trust)；医者と患者の関係は相互の信頼を基に築かれる。それは両者の間の正直、公開、理解を通して行われる。これと同じことが他の専門職にも適用される。情報専門職員は公益に反するものが何かを知っている。特に専門図書館では注意深くこの種の資料を取り扱うが、公共図書館の場合は顧客へのサービスの点で難しい⁴⁵⁾。

(3) 情報源の利用；利用できる情報が途方もなく多いということは、その多くが誤りであり、質が低く、今の研究には適さないということに他ならない。この理由から専門家は自分の情報源に精通し、信頼できる情報だけを伝える義務を持っている。情報に信頼性がなければ、

どんな情報提供も信用されないからである。その意味でインターネットから得た情報の信頼性にはまだ疑問が残る。情報源がはっきりしない以上、それは風聞にすぎない。

専門家は利用できる情報源をすべて使うべきである。しかし、適合情報すべてを求めようとしてもそれは一部にしか過ぎない。現在インターネットの普及でその範囲は格段に広がった。しかし、電子形態の記録物の信頼性には未だ疑問がある。ディスクは簡単に書き替えるし、本来の情報を消して別のものを差し替えることもできる。例えば選挙結果。

(4) 高潔さ；データベースの中の情報は完全、正確、簡潔明瞭でなければいけない。データベースの中のデータは正確で信頼性が確保されていると思われがちだが、実際はそうではない。情報社会とはたとえ間違っていると分かっている情報であっても、そのために十分な余地を残している社会なのである⁴⁾。

(5) 正直さ；相手の利益につながる情報を与えたと思っても、受け取った人が喜ぶとは限らないし、時には不利益になることもある。必要なのは双方の正直さである。

(6) 公開；インターネットは情報を世界中の人々に広く公開することを容易にした。競争相手がライバル社の情報を得ることも簡単になった。そのシステムが世界中に開かれているものならばその利用は倫理に反しない。しかし、たまたまインターネット上に流れた情報と故意に流した情報の区別はつきにくい。先にも触れたようにそれが正しいという保証はない、情報のアクセスの自由を信じている人はこの点を考えて慎重に行動すべきである。

4. 3 インフォ・リッチ；インフォ・プア

知る権利、情報にアクセスする権利は正確にいえば誰もが有るわけではない。これらの重要性が取り沙汰されるようになった背景については Trevor Haywood の著書『インフォ・リッチ；インフォ・プア』¹⁰⁾、*Only Connect*¹⁶⁾に詳しく述べられている。

今日、巨大な格差が国によって起きている。問題点は、先進国でも適切な情報技能教育を受けていないたくさんの方がいること。これらの技能を児童たちに学校だけでなく家でも教えていかなければならないことである。これにはインターネットがかなり助けになる。現在インターネット普及率の世界一位はスウェーデンである⁴⁹⁾。この夏長期間ストックホルムに滞在して、それが事実であることを実感した。また4位のアイスランドでも大学の訪問で同じ感想を持った。高いレベルの情報リテラシーを確保することが国の政策になって見事実現している例である。日本は14位である。これには電話通信下部組織が不可欠である。この配備には膨大な資金を投入しなければならない。

問題点の二つ目は貧しい国々の人々がどんどんコンピュータ技能を身につけ、遠隔地でも商売できるようになった点である。これによって先進諸国は安い賃金で労働者を使うことができなくなった。すなわち、搾取が困難になってきたのである⁴⁹⁾。

インフォ・リッチとインフォ・プアのトピックスは Haywood の著書に詳しいことを指摘した上で、M. W. Hill はこの問題を倫理面から取り上げ4つの争点を挙げている⁴⁾。1) 個人レベル；背景知識、情報教育、維持・更新の確保、語学力。2) 情報アクセス装置；電話

通信下部組織、ICT 装置、図書館の利用可能性。3) 財政面；装置を購入する十分な資金、情報源・サービスの使用料。4) 情報へのアクセス制限；少数者の所有権の確保。

(1) 個人レベルでの諸側面；誰もがいつも最新の ICT を使って情報を探したり、伝えたがっているという考えは必ずしも正しくない。個人レベルでは IT プアはインフォ・プアを意味しない。インターネットやeメールを使わない高レベルの教育を受けた人は多い。しかし時代の流れはコンピュータを使えることが常識になっている。読み書き能力と数が分かれば ICT 技能も分かるはずである。もう一つの問題は旧態システムに慣れた人と折り合わない新技能所有者の存在である。さらに問題なのは機器材の寿命の速さに能力がついていけないことである。専門の人ならば新しい技能を得て、機器材に遅れず付いていく能力があると期待できるが、それ以外の人にとっては全くの新しい経験である。

(2) 情報アクセス装置；インターネットにアクセスするにはコンピュータ端末装置、電話やケーブル・システムに接続させる手段、ネットワーク・プロバイダーとの登録契約が必要である。技術改善は必然的に周辺機器材の改善を促す。不幸にも、現代 ICT の開発が余にも早い買い替えや更新に3-4年かかってしまう現実がある⁴⁾。

ICT のリッチとプアの格差が国レベル、機関レベルで広がっている。いずれ最新機器材を持つ組織とそうでない組織の間には大きな溝ができるだろう。その結果、余裕のある組織と国だけが優位に立つ。電話さえ持っていない貧しい人々にとって電子商いとか電子バンキングなどは何の意味もない。今回の同時多発テロ事件の根の深さを感じさせる現実がここにある。瞬時に世界中のニュースが伝えられても装置がなければ何の価値もない。図書館、本、雑誌の将来はどうなるのか。電子出版の増加、本の値段の高騰、大規模書店の大量販売網など話題は尽きない。今この時点でいえることも限られているが、図書館はもっと多彩な役割を模索すべきだろう。今回休暇中に多くの大学図書館、国公立図書館を訪ねたが、すべての図書館員が数カ国語を流暢にを使って説明してくれた。個人レベルの語学力だけでなく、図書館員の語学力の大切さを痛感した。不用となる本の多くは読めないからである。本をゴミにしない努力は図書館員の語学能力にかかっている。

(3) 財政面；言うまでもなく財政的に苦しい人は ICT の現代世界に接する範囲は狭い。先進諸国の人々はたくさんの情報機器材を買うが、すぐ時代遅れになり新しい機器材を購入せざるを得ない。装置の値段は下がっているにも拘らず ICT 革命に遅れずに付いていくためのコストはむしろ上がっている。理由は使用する人の数が増えたことと新システムが大量に作られているためである。そのために家庭での教育がますます必要になっている。情報探索と移送は決して無料ではない。無料な部分は国、組織、機関が肩代わりして支払っているのである。これは公共図書館の本が無料で貸し出されているのと同じである。税金を支払っている人の特権である。しかし、これでさえ変わりつつある。図書館の中には入館料を取ったり、インターネットや検索料を徴収するところも出てきている。

しかし、装置を持っていないために小額料金なら支払える人に公共図書館がインターネットサービスを提供することは間違いである⁴⁾。そこが唯一のアクセス手段ではないからであ

る。インターネット・カフェ、サイバー・カフェ、テレ・コテージなどがある。これは家庭に電話がないとき公衆電話に頼ったのと同じ現象である。ほとんどの家がネットワークに接続できるまでの一時的現象と捕らえるべきだろう。

(4) 情報へのアクセス制限；著作権、個人情報保護に付いては5章で述べることにして、ここでは情報が広がる自由を妨げているものだけに止める。

ネットワークを通しての情報のアクセスはプロバイダーによってコントロールされている。これは明らかに情報アクセスの独占の機会となりうる。本や雑誌は大量に印刷され広く配布される。これにはアクセスの独占はない。しかし、データベースはホストコンピュータの中にあり、オンラインネットワークを通してしかアクセスできない。問題なのはネットワークを通して資料アクセスしようにも、使うシステムがサーチングに必要なソフトウェア指定のコンピュータにしか対応できないときである。同じ会社のものしか使えない。これではネットワークの利用をコントロールしていることになる。もう一つの問題点はデータベースの制作費と維持費が高いために起こる。これに対して倫理的対処法はない。データベースのアクセスに料金を支払うことも倫理面から問題はない。印刷物、ラジオ、テレビサービスによるニュースや情報の独占のリスクは複数のチャンネルを持つことによって減らせる。政府のメディア・コントロール・リスクも民間チャンネルがあることによって防げる。これらの対処法として M. W. Hill は次の4点を挙げている⁴⁾。1) 学校における正しい教育と訓練、2) 生涯教育による利用可能な諸施設の利用、3) 社会情報の提供、移民の母国語教育と IT 指導、4) 文化情報政策；公共の場所、例えば図書館の利用。

すべての人に ICT を活用できる機会を提供すること、正確な情報源がすべての人に開かれていること、そのアクセスに不公平な制限がないこと、これは理屈から言えば、発展途上国の場合も同様であるが、その出発点が違うことを考慮に入れなければならない。

5. 情報倫理：知的所有権とデータ保護

探す、知る、伝える権利の議論の中で、これらの権利の唯一の制限は情報の誤使用 (misuse) から派生するものであった。しかし所有権はもう一つの別の重要な要因である。困ったことに情報の性質の所で述べた通り、情報は移ろいやすいためにそれを守ることが難しい。そこで情報の所有権利を何らかの見える形 (visible form) にしておく必要が出てきたのである。今ではほとんどの国が、UN 機関が規定する国際同意、the World Intellectual Property Organization (WIPO) に従っている⁴⁹⁾。

5. 1 著作権

著作権は財産権であり、いろいろな種類の作品 (work) が生まれた時自動的に発生し、文学、ドラマ、音楽、芸術作品、録音、映画、放送、ケーブル番組、印刷製本の著者の権利

と利益を守る法律である。著作権は複雑な分野であり、規制は技術変化を考慮するために急速に変化している。複製の容易さが権利所有者の権利を侵害している。これを旨く処理するにはバランスの取れた著作権法が必要である。バランスは情報提供者の経済的権利を守りながら、情報へのアクセスを可能にする方法である⁵⁰⁾。これがなかなか困難である。著作権と特許の違いは特許保護のクレームは特許庁の管轄。著作権には保護規制がない。もう一つは特許の中で記載された発明品は特許許可なしでは使えないが、著作権は改正され、引用され、解釈される。著作権法は国によって異なる。ここでは詳しい説明を省略。電子出版物は多くの面倒な問題を生み出している。徐々に解決されているが世界同意（universal agreement）はない⁴⁾。インターネットに掲載された論文の著作権はサービス提供側にある。著作権法は印刷出版物と電子出版物の区別をしていない。著作権は電子出版物が出る前から分かり難かった。明瞭な区別がないためさらに混乱を招いている。世界中で適切なシステムが求められている⁵¹⁾。

5. 2 個人情報の侵害とその使用を制限する権利

個人情報には2つの種類がある。一つは友人、隣人、住居、経歴、現在、過去の大きな世界。これは人によって異なる。もう一つは他人や組織が持っている個人の情報⁵²⁾。個人情報は何世紀にも渡って侵害され続けてきた。しかし今では使用が制限されている。個人のプライバシーに対する姿勢は国によって大きく異なる。西欧諸国ではプライバシーは権利として認められ、それを犯せば法律で罰せられる。日本の場合は、2001年の春の国会で継続審議になった「個人情報保護法案」が開会中の臨時国会で審議される予定というはなはだ遅い歩みを取っている。知らないうちに自分の個人情報が売買されるような事態を防ぐための法案だが、報道の自由、ひいては市民の自由を束縛しかねない内容が含まれているとして、報道機関をはじめ有識者、市民らから批判が上がっている⁵³⁾。

プライバシーには大きく分けて3つの側面がある。1) 活動のプライバシー、2) 情報のプライバシー、3) 第三集団が保有している個人情報の量と使用をコントロールする権利。

プライバシーは盗聴装置によって侵害される。カメラ盗み撮り、電話の盗聴、コンピュータ・ネットワーク・メッセージの盗用などである。そこで得た情報や写真を売って金を稼ぐ人、それを買う人は法律のことを余り気にしない。英国でもIDカードの件が検討されたが今のところ反対者が多い。理由は個人情報が侵害されるからである。しかし、多くのヨーロッパ諸国は実施している。その他の身分証明書、運転免許証、パスポート、クレジットカードなども侵害の対象である。インターネットが使用できるようになったために個人情報の価値が出てきて、悪用される例も増えている⁵⁰⁾。新しいテクノロジーによって生じる個人情報の侵害は見逃しにはできない。現在は本人の身元確認が以前より容易になった。保険証、学生登録証、DNA鑑定、指紋などでも身元を確認できる。写真データバンク構想もある。いずれにしろ新データバンクと情報機関が個人のプライバシーを侵害する可能性は否定できない以上、常に注意深くチェックする習慣が必要である。それと同時にこれらの問題は個人とそ

の人の住む社会との関係にも実質的影響を与える。

5. 3 データ保護規定 (Data Protection Legislation)

データ保護は個人情報を使用するときに適用される規定のことである。この規定のもともとの推進力はこの法律を持っている国と持っていない国のサービス取引で生じる問題から生まれた。その考え方は国によって異なる。免除例としては医療研究、政府統計、会社のファイル、個人の社会サービス、犯罪データ、ジャーナリズム、芸術・文化作品などがある⁵⁴⁾。人の好みや興味のデータベースが抱えている問題の一つは人間の身勝手さとそれが一定でない点である。人は変わるし、矛盾しているし、質問の答えはでたらめである。個人情報に関する法律が変わるのは人の態度の変化を反映しているからである。

データ保護法はファイルの使用を制限するが、個人ファイル法や医療記録法は個人がファイルを見て、修正する権利を与えている。しかし、実現はなかなか難しい⁵⁵⁾。

5. 4 政府の情報

政府と情報の関係は4つの主要な領域から生じる。1) 情報の収集、2) 機関や国民に役立つ情報提供、3) 情報蓄積、4) 情報交換。政府は情報の流れを管理する。政情の安定が政府や政治団体の目的である。政府の役割は国によって異なるが、主なものは挙げるならば、まず国民の安全を守り、外国からの攻撃に対して防衛を整備する。国内の安全と防犯に備え市民が共に生き、働くことができるような環境を整備する。国内の経済の繁栄を最大限にする。市民全体の生活水準を適切にし、それを保証する。国の基盤に必要なサービスや下部組織の提供を保証する⁵⁶⁾。これらは法律で保証されている。

6. 情報社会と情報

6. 1 情報社会の特徴

情報社会の主な特徴を挙げると、情報の利用可能性がかってないほど大きくなったことである³⁵⁾。それは新しいコンピュータと情報テクノロジーの利用がかってないほど拡大したためである。また、情報パッケージとICTの応用が全く新しくなったことも挙げることができる。しかし、本当に新しい時代に入ったのかと聞かれると疑問が残る。但し情報の強度(intensity)が増したことは誰も認めることだろう⁴⁾。かってないほど情報が増えたことは確かである。情報の生産、収集、記録化、統合、パッケージ、解釈、配送に対して多くの努力が展開していることも事実である。情報の伝統的な情報源(人に会う、専門家に意見を聞く、本、雑誌を読む、情報サービスを受ける)とそのアクセス法(電話、手紙、会議、図書館)はそのまま残っているし、今でもよく使われている。それと平行して電子メディアも急速に増えている。特に、インターネット、eメールの使用にはバランスを持つことが大

切になっている¹⁶⁾。

6. 2 情報社会と個人

いろいろな理由から個人は自分で学び、新しい情報を自分で探し、知識領域を自分の一生をかけて広げていかななくてはならなくなった。社会変化がインフォ・リッチとインフォ・ブアを作り出している¹⁰⁾。情報の価値、その対処の難しさと大切さ、その収集、蓄積、アクセス、普及のメカニズムがだんだん明らかになってきている。主要な文化変化が公開の程度を広げている。個人のプライバシー、知る権利、探す権利、伝える権利が重要な問題になってきた。それに伴って情報環境が整備されはじめてきた。この情報環境にうまく適応するために人はますます情報が必要になっている。それは人に頼らず、自分で学び、探し、開拓していかなければならない個人の領分である³⁵⁾。

6. 3 情報通信とコンピュータ

個人レベルのネットワーク化が進み、インフォ・リッチを生む要因になっている。組織内ではますますコンピュータ化が進み、一人一台が当たり前になり、PCと通信のドッキングが自宅での仕事の機会を増やしている。そのため、ネットワークを通して情報伝達をコントロールする能力が重要になっている。コンピュータと電話通信とが結合して、さらに新しい機器材が必要になる。その結果、新機器材の技能能力が必要になっている。

しかし、現代のコミュニケーション・システムは伝統的なシステムの代役にすぎない。伝統的な活動のすべてをやっけてのける新しい技術が生まれてこない限り私たちは今の状態から抜け出すことはできない。そのためには情報倫理を学ばなくてはならない³⁹⁾。

6. 4 社会、文化、経済、政治変化

新しい情報は変化を引き起こす。それは相当の効果を持っている。社会において多くの変化が生じているが、これは情報や ICT 分野に限ったことではない。人の態度、生活スタイルも変わってきた。多くの古い価値は消滅し、新たな価値もまた多くの攻撃に晒されている。ますます複雑な社会になってきた。仕事や人間関係だけでなく、共同体での日々の生活でも、芸術や芸能の世界でも安定性が欠落している。経済も政治もこの社会変化に連動して変わっていく⁴⁰⁾。今回の米国同時多発テロはその象徴ともいえるだろう。

情報は確かに重要であるが、いくつかある主要なインパクトの一つにすぎない。その効果は世紀を追うごとに強くなっている。それが何時緩やかになるのかはだれにも分からない。変化の速度も速くなっている。これはテクノロジーの巨大な影響力のせいである。しかし、決して忘れてならないことは、情報は孤立した状態では決して効果を発揮しない。それを使って効果を引き出すのは人間なのである⁵⁷⁾。

引用文献

- 1) 岡澤和世【情報学講義ノート<3>】敬文堂、1989、150p.
- 2) Evan Thomas. "A New Date of Infamy" *Newsweek* Extra Edition. 2001. 9/11. p.22.
- 3) 「最も必要なのは情報」朝日新聞、2001. 10/4日朝刊
- 4) Miheal W. Hill, *The Impact of Information on Society*, Bowker Saur. 1999. 292p.
- 5) T. D. Wilson, "Exploring models of information behavior: The Uncertainty Project", In *Information Behavior*, Taylor Graham, 2000, pp.55-65.
- 6) Toffler, A. *Future Shock*. London. Bodley Head. 1970.
- 7) Gloria Rohmann. "Media on Demand: Approaches to Web-Based Media Services in Libraries" In *Advances in Librarianship*, vol.23. 2000. pp.39-58.
- 8) Bill Lessard and Steve Baldwin. *True Tales of Working the Web: Net Slave*. McGraw-Hill. 2000. 247p.
- 9) Wolpert, L. "The Unnature of Science." *Proceedings of the Royal Institution*, 67, 1996. pp.152-33.
- 10) Trevor Haywood, *Info-Rich - Info-Poor: Access and exchange in the global information society*. Bowker-Saul 1995, 300p. 邦訳 岡澤和世【インフォ・リッチーイン フォ・プア：情報社会のグローバル化】敬文堂、1997. 340p.
- 11) House of Lords Select Committee on Science and Technology, *Information Society: Agenda for Action in the UK*. HL Paper 77. HMSO. 1996.
- 12) James Skvin. *The Internet and Society*. Polity Press. 2000. pp.16-26.
- 13) Stonier, T. "Towards a new theory of information." Synopsis of the fifth ISI Lecture. ISI. 1991. P.1.
- 14) 岡澤和世【情報学講義ノート<2>】敬文堂、1987、150p.
- 15) Dervin, B "Given a context by any other name: methodological tools for taming the unruly beast" In P. Vakkari, R. Savolainen, & B. Dervin, eds. *Information Seeking in Context*, Taylor Graham, 1999, pp.13-38.
- 16) Cynthia, K. West. *Techno-Human Mesh*. Quorum Books. 2001. 225p.
- 17) Murray, J. A. H. (ed.) *The Oxford English Dictionary*, Compact Edition. Oxford. Oxford University Press. 2000 pp.1150-51.
- 18) Greenfield, S. *The Human Brain*. Weidenfeld and Nicholson. 1996. 250p.
- 19) Gardner, H. *The Unshooled Mind*. Ortana. 1993. pp.11-13.
- 20) Zeki, S. "Visual art and the visual brain." *Proceedings of the Royal Institution* 68, pp.29-64.
- 21) Anderson, C. Editorial. *FID, News Bulletin*, 46 (7/8), 233p.
- 22) Bonaventura, M. Benefits of a Knowledge Culture. *ASLIB Proceedings*, 49 (4), pp.82-89.
- 23) Berlin, I "Decline of Utopian Ideas in the West." In *The Crooked Timber of Humanity*. ed. H. Hardy, John Murray. 1990. p.28.
- 24) Evens, R. J. *The Defence of history*. Granta Books. 1997. 150p.

- 25) Blumenthal, J. *Management Information Systems: a framework or planning and development*. Prentice-Hall. 1969. 256p.
- 26) Bawden, D. "Information policy or knowledge policy?" In *Understanding Information Policy*, ed. I. Rowlands, Bowker-Saur. 1997. pp.74-79.
- 27) Oakeshott, M. "The voice of liberal learning." In *Micheal Oakeshott on education*. ed. T. Fuller. Yale University Press. 1989. p.5.
- 28) Brooks, B. C. "Foundations of Information Science". *Journal of Information Science*, 12, 1980, pp.125-133. (邦訳 岡沢和世他。「情報学の基礎」ドクメンケンキユウ. 32(1) 1982. pp.12-23.)
- 29) West, Charles K. *Social and psychological distortion of information*. Nelson-Hill 1981. 200p.
- 30) Susan Y. Crawford, Julie M. Hurd and Ann C. Weller. *From Print to Electronic: The transformation of Scientific Communication*. Information Today. 1996. pp.1-35.
- 31) Ridley, M. *The Origins of Virtue*. Penguin. 1997. pp.213-215.
- 32) Hoggart, R. *The uses of literacy*. Harmondworth: Penguin. 1985. pp.179-180.
- 33) Williams, B. *Ethics and the Limits of Philosophy*. Fontana. 1993. p.96.
- 34) Weisberg, L. S. Access to UN human rights documentation. *Focus* 17 (3), 1996. pp.174-183.
- 35) John Feather. *The information society :a study of continuity and change*. third edition. Library Association Publishing. 2000. 212p.
- 36) Ridley, M. "Tell-Tale. DNA readings that are no business of goverment" *Dailey Telegraph*, 29, July 1996.
- 37) U. S. Freedom of Information Act. 5 (U. S. C. SEC. 552) 1966.
- 38) Chancellor of the Duchy of Lancaster. Your right to know. The Government's proposals for a Freedom of Information Act. Cm3818. London: HMSO. 1997.
- 39) Page J. (ed.) *Information and Public Awareness. Transparency International Source Book. Ntional Integrity Systems*. 1996. p.93.
- 40) Free speech victory fires filtering row. *Library Association Records*, 99 (8) 1997. 408p.
- 41) Filtering controversy grows. *Library Association Record*. 100 (1), 16. 1998.
- 42) M. M. Smith. *Information Ethics*. Bowker-Saur. 1999. 211p.
- 43) the Committee on Standards in Public Life (the Nolan Committee), UK. 1997.
- 44) Library Association. *Code of Professional Conduct and guidance notes*. London Library Association. 1996.
- 45) Arlene Bielefield and Lawrence Cheeseman. *Library Patrons and the Law*. Neal-Schuman Publisher, Inc. 1995. 142p.
- 46) Trevor Haywood. *Only Connect*. Bowker-Saur. 1999. 330p.
- 47) 平成13年度版【情報通信白書】法務省編。2001. p.9. 335p.
- 48) Pye, D. "Changing the Corporate Cluture" In *Understanding Information Policy*. ed. I. Rowland. 1997. pp.191-205.
- 49) WIPO Copyright Treaty. House of Commons Command Paper. CM3736. the World Intellectual Property Organization (WIPO). UN. 1997.

- 50) Paul Pedley. *Copyright for Library and Information Service Professionals*. Aslib. 1998. 64p.
- 51) Oppenheim C. "Copyright in the Electronic Age." In *Textual Monopolies: literary copyright and the public domain*. ed. Parrinder, P. and Chernaik. King's College. 1997. pp.1-35.
- 52) Cronkite, W. "The Information Society", *Managing Information*, 4 (3), 12. 1997.
- 53) 「個人情報保護法もっと知ろう」朝日新聞 2001.10/6.朝刊.
- 54) Data Protection. The Government's Proposals. House of Commons Command Paper. CM3725. London. HMSO. 1997.
- 55) 「官には甘いのか：個人情報保護」朝日新聞社説. 2001.10/12. 朝刊.
- 56) Nurcombe, V. J. *Information Sources in Official Publications*. Bowker-Saur. 1997. pp.125-130.
- 57) Mary Mowat. *Legal Liability for Information Provision*. Aslib. 1998. 60p.